

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和4年12月5日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200151 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200098 号

### 第1 結論

- 1 請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年1月21日から同年3月20日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。  
平成9年1月21日から同年3月20日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年12月5日から平成8年2月1日まで  
② 平成8年2月27日から同年3月21日まで  
③ 平成9年1月21日から同年5月20日まで

B社における厚生年金保険の資格取得日が平成8年2月1日となっているが、平成7年12月5日から加入していたはずである。

また、A社における厚生年金保険の資格取得日が平成8年3月21日、同保険の資格喪失日が平成9年1月21日となっているが、平成8年2月27日に加入し、平成9年5月20日まで加入していたはずである。

調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間③のうち、平成9年1月21日から同年3月20日までの期間については、雇用保険の加入記録により、請求者がA社に勤務していたことが確認できる。  
また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、平成9年3月20日と記録されていたところ、同年6月12日付けで当該記録が取り消され、同年1月21日に遡って資格喪失年月日を訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求期間③にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、請求者の資格喪失年月日が訂正された日と同日の平成9年6月12日付で、同年3月21日と記録されていた資格喪失年月日を同年1月21日に遡って訂正する処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社の元取締役は、同社の経営状態は悪く、社会保険料の滞納もあったかもしれない旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成9年1月21日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該喪失処理に関する記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を事業主が当初届け出た同年3月20日とする必要である。

また、請求期間③のうち、平成9年1月及び同年2月の標準報酬月額については、当初記録されていたオンライン記録から28万円とする必要である。

2 一方、請求期間③のうち、平成9年3月20日から同年5月20日までの期間については、請求者から提出されたA社が発行した退職証明書に請求者の退職日が「平成9年5月20日」と記載されており、同社の元取締役は、当月分の厚生年金保険料を当月支払いの給与から控除していた旨回答しているところ、請求者から提出された同社が発行した平成9年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額の3か月分の社会保険料とおおむね一致していることが推認できる。

しかしながら、請求者の雇用保険の加入記録によると、A社に係る離職年月日は退職証明書に記載された日よりも前の平成9年3月20日であり、離職理由は「自己都合」とされ、その後、請求者は求職の申込みを行い、給付制限期間を経て同年7月17日から同年10月14日までの期間に求職者給付を受給していることが確認できる上、同社の事業主は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を「平成9年3月20日」と届け出ていることが確認できる。

また、A社は平成11年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は既に亡くなっている上、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している14人に文書照会を行い、3人から回答を得られたものの、請求者は自身の氏名を伏せての調査を希望していることから、平成9年3月20日から同年5月20日までの期間における具体的な勤務状況等について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③のうち、平成9年3月20日から同年5月20日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

3 請求期間①について、請求者の当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、B社は平成9年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は請求期間当時の資料は保有していない旨回答している上、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している16人に文書照会を行い、10人から回答を得られたものの、請求者は自身の氏名を伏せての

調査を希望していることから、請求者の請求期間①における具体的な勤務状況等について確認することができない。

また、請求者から提出されたB社が発行した平成8年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額に相当する社会保険料の金額とおおむね一致していることから、請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は請求期間①において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 4 請求期間②について、請求者の当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、上述のとおり、A社は平成11年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している14人に文書照会を行い、3人から回答を得られたものの、請求者は自身の氏名を伏せての調査を希望していることから、請求期間②における具体的な勤務状況等について確認することができない。

さらに、請求者から提出されたA社が発行した平成8年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、請求者の同社における平成8年3月から同年12月までの標準報酬月額に相当する社会保険料の金額とおおむね一致していることから、請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認することができない。

加えて、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。